

平成31年4月開設の草加市民間認可保育所設置運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

草加市では、平成31年4月1日に開所する民間認可保育所（以下「保育所」という。）を設置運営する事業者を募集します。

応募の中から、事業実績、経営状況及び保育運営計画等を総合的に審査し、高い評価を受けた事業者に対し、平成30年度の保育所施設整備に係る予算の範囲で、保育所認可手続の際に必要な本市の同意を付与します。

本市の同意を得られた事業者は、保育所の認可庁である埼玉県に対し、当該保育所の開設に向けた認可手続を進めていくこととなります。

また、同意を得られた事業者は、当該保育所の認可が得られることを前提として、保育所の設置に必要な工事費その他特定の準備費用に充てるための費用に係る補助金の交付申請をすることができます。

※ 本募集により、設置運営事業者として選定されたことをもって、保育所施設整備等に係る補助金の交付や埼玉県の保育所認可が得られることを確約するものではありません。

2 募集条件

応募者は、次に掲げる事項を承諾の上、応募してください。

(1) 応募資格

応募できる事業者は、下表の要件を満たしている法人に限ります。

No.	項 目	内 容
1	法人の種類	(1) 社会福祉法人、学校法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社等
2	保育所運営実績等	(1) 社会福祉法人の場合 本募集開始日の前日において、自ら社会福祉事業を1年以上経営している事業実績を有し、その経営が継続中であること。 (2) 学校法人の場合 本募集開始日の前日において、自ら学校若しくは認定こども園を1年以上経営している事業実績を有し、その経営が継続中であること。 (3) 社会福祉法人、学校法人以外の法人の場合 本募集開始日の前日において、自ら保育所を3年以上経営している事業実績を有し、その経営が継続中であること。 ※ ここでいう社会福祉事業とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業とし、学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校とし、認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設等とし、保育所とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設とし、応募者（法人）の直営施設とします（フランチャイズ関係及び支配従属関係等にある法人が運営（経営）する場合は実績の対象外です。）。
3	本市との協力	本市の保育行政を理解し、保育行政の運営等に関し積極的に協力すること。
4	施設開所日	平成30年度内に保育所施設を完成させ、平成31年4月1日から認可保育園として乳幼児の保育が開始できること。
5	組織・運営基盤	保育所運営事業を開始、遂行できる十分な資金力、組織力及び施設能力等を十分に有し、継続的に安定した保育を行えること。
6	質の高い保育サービス	保育方針、保育計画等が、公立保育園と同等若しくはそれ以上を目指すものであり、質の高い保育サービスの提供ができること。
7	欠格事項	税金の滞納がないこと。

8		民事再生法に規定する再生手続開始又は破産法に規定する破産手続開始の決定を受けていないこと。
9		草加市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）に定める暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
10	法令遵守	関係法令及び各種基準等を遵守するとともに社会的倫理に反しないことを法人の基本理念若しくは組織運営の基本等に位置付けていること。

(2) 募集施設

No.	項 目	内 容
1	施設の種類	児童福祉法第35条第4項に規定する児童福祉施設で、埼玉県児童福祉法施行条例（平成24年条例第68号、以下「県条例」という。）に定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に適合し、埼玉県の認可を受ける保育所とする。
2	施設規模	定員90人程度とする。 （埼玉県保育所設置認可基準（以下「県認可基準」という。）第3の1参照）
3	施設数	1施設程度
4	完成時期	平成31年3月中旬まで
5	整備地域	市内全域を対象としますが、市内の東武スカイツリーライン4駅周辺に整備する場合は、事業者の選定において優遇します。 ※ 駅周辺とは、駅中心から敷地中心までの直線距離が800m以内とします。 なお、本市の市域には市街化調整区域があります。当該区域には保育所建設ができませんので用地の選定に当たっては注意してください。
6	施設条件	別紙1（施設の条件）
7	運営条件	別紙2（運営の条件）
8	児童の受入年齢	原則0歳から就学前までとすること。

(3) 留意事項

① 募集の前提条件

本募集は、1 募集の趣旨のとおり、本市において新たに保育所を設置運営する事業者（法人）を選定し、保育所の認可庁である埼玉県との事前協議に着手していく前段のひとつです。

したがって、本募集により、設置運営事業者として選定されたことをもって、保育所施設整備等に係る補助金の交付や埼玉県の保育所認可が得られることを確約するものではありません。

② 開発等に係る許認可基準の適合確認等

応募者は施設の設計内容等が、本市市域の開発、建築等に係るすべての許認可等の基準や要件に適合することを確認した上で応募してください。

なお、許認可等の適合確認並びに申請手続等は、それぞれ所管する所轄庁の判断、指導等に基づきます。本市（保育課）は、応募の受付、書類審査から選定までの過程において、設計内容等に関し、各所轄庁へ照会、確認等を行うことはしません。

このため、施設の設計内容等は許認可等の基準に適合しているものとみなして進めていきます。

また、許認可等の基準や要件は、他の都道府県や市町村ごとに異なる場合があります。

したがって、許認可等の不適合等による選定取消し等に至らないよう施設の設計等に当たっては、十分注意してください。

③ 保育所に係る認可

保育所認可の審査は、本市市域の開発、建築等に係るすべての許認可等の検査の結果、合格若しくは適合済みであることを証する書類が準備された上で埼玉県により行われます。

(例えば、工事の遅延等による一部仮使用等の承認があっても保育所認可は行われませんので、許認可等のスケジュールには十分留意してください。)

※ 応募者はあらかじめ、埼玉県の保育所設置希望者の手引(平成25年4月)等を十分に理解した上で、設置運営計画を作成してください。

④ 開所準備計画

応募に当たっては、開所準備に必要なすべての項目・工程を確認し、確実に2(1)の施設開所日とおり開所できる計画としてください。

特に建設工事については、今後、国内需要が増加する傾向にあるため、建設工事の発注・完了の計画作成には十分留意してください。

※ 平成31年4月1日から入園募集する案内書(市民向け)は、概ね平成30年10月頃から配布が始まる見込みです。同時期までに埼玉県との事前協議が一定程度進み、認可が得られると見込まれる設置運営事業者の保育所は、当該案内書に掲載し、他の保育所と一体で入園申込を受付けていく予定です。

したがって、いかなる理由があっても開所日の変更(遅延)はできません。

⑤ 応募後の提出書類の変更等

公募による審査等の公平性を期すため、提出された応募書類の変更、差替え及び追加等はできません。

⑥ 選定後の計画変更

設置運営事業者として選定された後の応募内容の変更はできません。

ただし、次に該当する場合は、本市と協議の上、認める場合があります。それ以外の理由で変更する場合は、設置運営事業者の選定を取り消す場合があります。

ア 保育所認可に係る指導等

埼玉県との協議において、保育所認可に係る軽微な指導等があった場合

イ 建築、施設環境等に係る指導等

開発、建築及び消防等に係る関係官庁等からの軽微な改善指導等があった場合、若しくは地域住民等からの改善要請等があった場合

ウ その他

サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えない場合

⑦ 免責事項

本募集及び保育所の開設準備に要した応募者(選定された設置運営事業者を含む。)の負担費用(知的財産等の開示に対する対価を含む。)若しくは次の事項により生じた不利益等に対し、本市はその責を負いません。

ア 本募集において選定外、失格若しくは選定が取消しになった場合

イ 補助金の交付若しくは埼玉県の認可が得られなかった場合

ウ その他本募集及び保育所の開設準備により不利益等が生じた場合

⑧ 相談、助言等への対応

審査等の公平性を期すため、応募者をはじめ、その関係者若しくは、第三者から応募内容や計画、法人組織等に対する相談、助言、支援若しくは審査に関する問合せに応じることはできません。

⑨ 諸手続の実施主体

設置運営事業者に選定されますと保育所施設整備に係る補助金の申請や埼玉県への認可申請をはじめ、保育所の建設、工事等に必要となる開発行為の許可、建築確認等の必要な諸手続があります。

これらの手続は、設置運営事業者が実施主体となり、自ら手続先の関係機関と必要な手続を進めていただきます。

⑩ 虚偽行為等への対応

選定された設置運営事業者の応募書類及びプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）の内容に虚偽、重大な過失、違背行為、⑥のアからウを除く変更又はその他の事情により、審査等の公平性に支障を来す若しくは適切な保育事業の実施が困難と認められた場合は、本選定を取り消す場合があります。

また、この場合、本市は当該設置運営事業者が支出した費用若しくは不利益に対し、補償することはできません。

⑪ 不当要求行為等への対応

本市は、公平かつ公正で市民にわかりやすい行政運営の実現を図るため、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）を制定しています。これにより、選定から関係機関への認可申請・届出その他保育所運営等、すべての手続において、本市はいかなる不当な、若しくは公平・公正に反する要求行為等に応じることはありません。

応募者及び応募者の関係者につきましても当該条例及び施行規則についてご理解、ご協力くださるようお願いします。

⑫ 機密の保持

応募者及び応募者の関係者が、応募並びに保育所の開所までの一連の手続、行為等において知り得た知識、情報等を本市の許可なく、他に漏らすことを禁じます。また、応募終了後においてもこの責を負うことになります。

⑬ その他

本募集要領に定めのない保育所設置に関する各種基準については「保育所設置認可申請書作成の手引（平成28年10月）」に記載のとおりとし、当該手引に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、設置運営事業者と協議し、定めるものとします。

3 応募手続

(1) 応募方法

次に掲げる書類に必要な事項を記入し、草加市保育課へ提出してください。

- ① 草加市民間認可保育所設置運営事業参加申込書……………様式1
- ② 法人等調書……………様式2
- ③ 施設整備・資金計画書……………様式3
- ④ 事業計画書……………様式4
- ⑤ 質問書……………様式5
- ⑥ その他、市が提出を求める書類

(2) 応募書類の配布及び応募受付期間等

① 配布及び受付の期間

平成29年10月20日(金)から平成30年1月12日(金)までの開庁日（日曜窓口を除く。）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ 応募の受付は、審査等の公平性を期すため、受付期間（時間）を過ぎた場合、いかなる理由が

あっても応じることはできませんので十分にご注意ください。

② 配布及び受付の場所

ア 配布・受付 …草加市子ども未来部保育課

イ ア以外の配布…募集要領は、草加市役所ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは、本要領最終ページの【お問合せ先】をご参照ください。

③ 提出方法

②の配布及び受付場所まで、直接ご持参ください。（郵送不可）

※ 提出された書類等は返却しません。

④ 提出書類

別添提出書類一覧のとおり

⑤ 提出部数

正本1部、副本11部

⑥ 提出書類の編綴方法

提出書類は提出部数ごとにA4縦のフラットファイルに編綴し、資料番号順に資料名称を記載した仕切紙を組み込むとともに資料番号を記したインデックスを貼付してください。

(3) 質問の受付

① 受付期間 平成29年10月20日（金）から平成29年12月28日（木）まで

② 質問範囲

質問の内容は、今回の募集に関することに限ります。

ただし、公平な審査等に支障を来すおそれがある場合など、質問内容によってはお答えできない場合があります。

また、質問内容や質問の受付時期等によっては、回答に長時間を要するなどにより、回答時期が遅くなったり若しくは応募の受付期間内に回答できない場合があります。

なお、回答が応募の受付期間内にできない場合若しくは回答に異議等があっても、受付期間の延長、応募関係書類の提出免除、記入免除等はできません。

③ 質問方法

質問は、様式5により行ってください。様式5の提出方法は、書面提出（窓口提出）のほかファクシミリ若しくは電子メールで行うことができます。

なお、窓口提出の場合は、①の期間のうち、午前9時～正午、午後1時～午後5時（土、日、祝日を除く。）に限ります。

また、電話や郵送、若しくは様式5以外の様式による質問にはお答えできません。

提出場所、ファクシミリ番号は、本要領最終ページの【お問合せ先】をご参照ください。

※ 電子メールで質問する場合は、事前に電子メールで質問する旨及び応募者の電子メールアドレスを電話若しくはファクシミリでご連絡ください。

その後、連絡された電子メールアドレス宛に空メールを送信しますので、空メールに記録されている送信元アドレスを使って質問書を送信してください。

④ 回答方法

回答は、原則、質問書の提出された方法により行います。（郵送は行いません。）

なお、寄せられた質問のうち、市が全体に周知する必要があると判断したものについては、随時、市のホームページで公表します。

4 選定方法等

(1) 選定組織と選定方法

選定は、プロポーザル方式により行います。提出された応募書類や応募者からのプレゼンの内容に基づき、市が設置する「草加市民間認可保育所設置運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、評価、採点を行います。得点（採点）の高い事業者（１者程度）を候補事業者とし、候補事業者としての可否について審査を行い、最終的に市長が決定します。

なお、応募者数若しくは審査の過程で１者となった場合でも、評価、採点を行い、候補事業者としての可否について審査を行います。

また、当該審査の結果、候補事業者として適当としないと判断した場合は、募集数（１者）に満たなくても本募集を終了します。

(2) 書類不備等の対応

応募書類において、募集条件を満たしていない若しくは重大な不備や錯誤等が認められた場合は、応募失格（選定不可）になる場合があります。

また、応募書類は、プレゼン後の評価・採点の対象となりますので、不備や錯誤等が重大でなくとも、評価・採点に影響する場合があります。

(3) 関係機関への照会

応募書類の記載事項について、事実確認等のため、関係機関へ照会や意見聴取等を行う場合があります（ただし、許認可基準に係る適合確認等は除きます。）。

(4) プレゼン日程

プレゼン日程は平成３０年１月３０日（火）・３１日（水）を予定しています。詳細については、応募者宛てに別途通知します。

(5) プレゼン概要

プレゼンの方法は、概ね次のとおりです（応募状況により変更になる場合があります。）。

- ① プレゼン出席者数…３人まで（設計会社の出席可）
- ② プレゼン時間 …説明に２０分程度、質疑応答に１５分程度
- ③ プレゼン説明 …自由形式としますが、Windowsパソコン用のビデオプロジェクターは市が用意します。プレゼン用の資料等を配布して行う場合は、当日に資料を１２部ご用意ください。

(6) 選定結果の公表

選定結果については、応募者宛てに通知するとともに市のホームページで公表します。

5 施設整備等に係る補助（資金計画）

(1) 補助金の前提条件

施設整備や運営経費に係る補助金の交付には諸条件が定められており、補助対象者（法人の種類）、施設の設置要件及び対象経費等に応じて補助金の交付額が変動したり、若しくは交付対象外等となる場合があります。

資金計画を策定する際は、応募者自ら、関係規定を参照し、補助金の交付の可否や補助金の交付見込額を確認して試算してください。

なお、草加市は国が取組む「待機児童解消加速化プラン」の採択を受ける予定であり、保育所の整備に当たっては、「保育所等整備交付金」又は「保育対策総合支援事業費補助金」を活用する予定です。

また、補助金交付の関係規定は、年度ごとに見直される場合があるとともに補助金の交付に当たっては、本市の平成30年度予算の範囲（運営経費の補助は平成31年度以降の予算）となります。

したがって、設置運営事業者に選定されたとしても、試算した補助金の交付額が受けられることを保証するものではありません（国や県等の補助制度の見直しによって、試算額を下回る場合や交付不可となる場合があります。）。

(2) 施設整備等に係る補助金の主な関係規定

No.	規定等の名称	発出元	直近の改正時期
1	平成29年度保育所等整備交付金交付要綱	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	平成29年3月交付
2	平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	平成29年8月交付
3	保育所設置希望者の手引（平成25年4月）	埼玉県福祉部少子政策課	平成25年4月改正
4	保育所設置認可申請書作成の手引（平成28年10月）	埼玉県福祉部少子政策課	平成28年10月改正
5	草加市民間保育所等補助金交付要綱	草加市	平成29年2月改正

※ その他の規定は、平成28年度版保育所運営ハンドブック（中央法規出版㈱）等を参照してください。

(3) 補助金の交付時期

施設整備に係る補助金は、期限内に事業が完了し、所定の手続が済んだことを市が確認できたことをもって交付（完了払い）します。

ただし、交付手続に一定の期間を要するため、交付日（振込日）は平成31年4月以降となる場合があります。

6 全体スケジュール

No.	項 目	日 程	
		（開始日）	（終了日）
1	募集要領の配布（HPからのダウンロード開始）	平成29年10月20日	平成30年1月12日
2	応募受付		
3	質問の受付		平成29年12月22日
4	書類審査	平成30年1月中旬頃まで	
5	応募者プレゼンテーション	平成30年1月30日・31日	
6	設置運営事業者選定結果通知発送	平成30年2月頃	
7	本市との事前協議	平成30年3月頃	
8	埼玉県との事前協議	平成30年4月頃	
9	施設整備に係る補助金仮申請	平成30年7月頃	
10	施設整備に係る補助金本申請	平成30年9月頃	
11	施設整備補助金の交付決定	平成30年9月頃	
12	入札、工事契約等	平成30年9月頃から	
13	平成31年4月1日からの入園案内書配布（市民向け）	平成30年10月頃から	
14	平成31年4月1日からの入園受付（市民向け）	平成30年11月頃から	

15	平成31年4月1日からの入園内示通知（市民向け）	平成31年2月頃から
16	保育所認可申請	平成30年12月頃から
17	施設整備補助金の実績報告	平成31年3月頃
18	施設整備補助金の交付、保育所設置認可	平成31年3月下旬
19	保育所開所	平成31年4月1日

※ 上表の内容は、No.1 から 3、No.13 から 19 を除き、主たるスケジュール項目に対する日程の目安です。個々の状況に応じて、スケジュール項目の詳細及び日程等が変わります。

【お問合せ先】

〒340-0016

埼玉県草加市中央一丁目1番8号（第2庁舎2階）

草加市子ども未来部保育課認可・確認係

TEL（直通） 048-922-1491

ファクシミリ 048-922-3274

ホームページURL <http://www.city.soka.saitama.jp>

1 施設設備全般

建物及び設備等については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号、以下「省令」という。)に適合するとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律186号)その他関係諸規定に適合するものでなければならない。

さらには、本市に設置する保育所においては、埼玉県認可を受けるため、「県認可基準」及び「保育所設置希望者の手引(平成25年4月)」等に従わなければならない。

2 設備基準

(1) 必要面積の算定方法

各部屋等の必要面積は、各部屋等における有効面積により算定するものとする。

※有効面積とは、いわゆる内法をいい、据付家具等の部分を除いて算出する。

(2) 各部屋等の設置基準

各部屋等の設置基準は、次表のとおり県条例第190条に適合すること。

《部屋等の基準》

年齢区分	設ける部屋等	面 積	備 考
乳児、 2歳未満	乳児室又はほふく室	乳児又は幼児1人につき 3.3㎡以上	
	調乳室	—	乳児を入所させる保育所に限る
	沐浴室	—	
2歳以上	保育室又は遊戯室	幼児1人につき1.98㎡以上	省令第32条第6号
	屋外遊戯場	幼児1人につき3.3㎡以上	県認可基準第3の6
年齢共通	調理室、医務室、便所	—	

3 用地等

保育所の建物及び用地(屋外遊戯場を含む。)に係る調達(所有)要件及び構築要件等は、県認可基準第3の2(1)事業の用に供する不動産に定めるとおりとするほか、次の事項についても満たすものであること。

(1) 建物の耐震性

保育所の建物は、昭和56年6月に改正された新耐震基準に適合するものであること。

(2) 都市計画法等関連事項

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為の許可を要する土地、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく農地転用を要する土地及び水路等の占用を要する土地については、許可等が得られる用地であること。特に道路要件については、必ず事前に確認すること。

(3) 送迎用駐車・駐輪場

児童の保護者の送迎用駐車場及び駐輪場を保育所用地内に確保するよう努めること。確保に当たっては、十分な安全対策を講じるとともに可能な限り多くの車両が駐車、駐輪できるよう努めること。

なお、確保できない若しくは十分な面積の確保ができない場合は、近隣の用地確保など保護者の送迎車両の迷惑防止対策を講じること。

(4) 近隣住民・地域団体等との調和

円滑な保育所の設置及び運営には、近隣住民等の理解と協力が必要であるため、当該申請に当たっては、影響を及ぼす範囲の近隣住民及び地域団体等に対し、「保育所設置の申し込みを行う。」旨の事前説明を行い、地域との調和に努めること。

また、近隣住民及び地域団体等との積極的に交流活動を行うなど、地域においてより良い保育環境の向上に努めること。

なお、近隣住民若しくは地域団体等との間で争議等が生じた場合は、自らの責任と誠意をもって解決に当たること。

(5) 目的外使用の禁止

認可を受けた建物、土地及び備品等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。

1 運営全般

(1) 関係法令等の遵守

施設の運営及び保育の実施に当たっては、県条例の第4章第5節に定められている保育所に係る基準を基本とし、当該基準に関係するすべての関係法令及び諸規定等を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

保育所は、設置運営事業者が自ら運営するものとし、第三者へ委託若しくは請け負わせてはならない。
ただし、調理業務の委託など、省令その他関係官庁通知で定められた業務の一部を他に委託する場合は、事前に埼玉県及び草加市と協議すること。

(3) 地域・保護者との関係

地域における子育て支援に係る拠点施設として、すべての子育て家庭に対し子育て不安等に対応した相談や親子のつどいの場等の提供に努めるとともに、保護者及び地域関係者との連携を図り、地域に根ざした運営に努めること。

2 開所時間及び休所日

(1) 開所時間

① 通常保育・時間外保育

月曜日～土曜日 午前7時から午後6時まで(11時間)

② 延長保育

午後6時以降、1時間以上の延長保育を実施すること。

(2) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

3 児童の年齢・受入数

(1) 児童の年齢の算定方法

保育所の運営等に係る児童の年齢は、年度の初日の前日における満年齢で算定すること。

(2) 年齢別受入児童数

定員の概ね4割以上は3歳児未満の児童が通所可能な施設運営体制を整え、かつ、定員の概ね2割以上は2歳児未満の保育が可能な設備を設けること。

4 職員配置

職員配置は、省令第33条及び県認可基準第3の5に定められた配置要件を満たすこと。

また、「草加市保育園設置及び管理条例施行規則」(昭和62年規則第19号)第4条に定めた保育士の配置規定(以下「草加市基準」という。)と同等若しくはそれ以上の配置に努めること。

(1) 施設長の配置(施設長は下表のすべての項目を満たすこと。)

No.	項目	条 件
1	資格内容	県認可基準第3の5(1)のとおりであること。 ※施設長は原則として常勤かつ専任職員とする。必ずしも保育士であることを要しないが、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。(県認可基準抜粋)

2	組織上の位置付け	常時、実際にその保育所の運営管理の業務に専任する者であること。
3	雇用形態	正規、常勤かつ専従の職員であること。

(2) 保育士の配置

① 児童の年齢に応じた人員配置基準（省令第33条、草加市基準第4条）

児童の年齢	保育士1人が保育できる児童数 (省令第33条)	保育士1人が保育できる児童数 (草加市基準第4条)
0歳児	3人以下	3人以下
1歳児	6人以下	5人以下
2歳児	6人以下	6人以下
3歳児	20人以下	15人以下
4歳児	30人以下	20人以下
5歳児	30人以下	25人以下

※ 草加市基準を満たすための職員配置をした場合は、事業者の選定において優遇します。

② ①以外の要件

児童の年齢等に応じて編成された各クラスには、保育士資格を有する正規職員を1人以上配置すること。

また、職員の経験年数、年齢構成及び雇用形態のバランスを考慮すること。

(3) 主任保育士を配置する場合は、下表のすべての項目を満たすこと。

No.	項目	条件
1	資格内容	保育士資格を有していること。
2	経験年数	保育所若しくは同等の施設において、保育士としての勤務経験が継続して2年以上有すること。
3	雇用形態	正規、常勤かつ専従の職員であること。

※ 主任保育士を配置する保育所には、運営費の補助加算があります。

(4) その他の職員の配置

自園調理に従事する調理員を配置すること。

※ただし、調理業務のすべてを委託する保育所であって、平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知「保育所における調理業務の委託について」に定められた要件を満たしている場合は、この限りでない。

また、児童の健康と発育のため、栄養士、看護師若しくは保健師等必要に応じて配置すること。

(5) 職員研修

職員を積極的に研修に参加させるとともに、施設内研修の実施など職員の資質向上に取り組むこと。

5 給食

(1) 給食の実施形態

給食の実施については、調理室を設置し、全園児について自園調理を行うことを原則とすること。

(2) 園児の健康やアレルギーへの配慮

給食の提供に当たっては、栄養士が作成する献立に基づき、体調不良、食物アレルギーを持つ園児への対応等を含め、個々の園児の健康状態等に応じて、適切に対応すること。

6 嘱託医・嘱託歯科医の設置

省令第33条第1項及び県認可基準第3の5(4)により、嘱託医及び嘱託歯科医を設置すること。

設置に当たっては、児童の突発的な傷病等に対応できるとともに日々、児童の健康の維持・向上が期待できること。

7 事業資金の計画

健全かつ安定的な事業運営が継続できるよう、事業開始資金を含め、事業運営に必要な資金については、県認可基準（第3の3の（3）、認可要件のうち、経済的基礎に係る運転資金）及び各法人の会計基準に従い、収支計画を策定し、適正な調達、運用に努めること。

なお、収支計画を表す予算書、予定財務諸表若しくは各種計算書等のほか、各勘定科目については、積算根拠の概略資料を作成すること（ただし、金額が僅少な科目はこの限りではない。）。

8 その他

(1) 苦情解決体制

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日児発第575号ほか連名）を参考に、苦情解決の仕組みを整備すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報については、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）その他個人情報の保護等に関わる法令等に準じ、適切に取り扱うこと。

(3) その他

本要領に定めない事項が生じたとき又は疑義が生じた事項については、草加市と協議の上、誠実に対応すること。